

【 手術 】

837 経皮的シャント拡張術・血栓除去術時における末梢血管用ステントセットの算定について

《令和8年6月30日》

○ 取扱い

K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術における末梢血管用ステントセットの算定については、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

末梢血管用ステントセットについては、厚生労働省通知[※]において「四肢の血管拡張術を実施する際に、末梢血管（頸動脈、冠状動脈、胸部大動脈及び腹部大動脈以外の血管）内腔の確保を目的に病変部に挿入留置して使用するステントセット（デリバリーシステムを含む。）であること。」、また「薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「血管用ステント」、「腸骨動脈用ステント」、「血管用ステントグラフト」、「薬剤溶出型大腿動脈用ステント」又は「薬剤溶出型吸収性下肢動脈用ステント」であること。」と記載されており、薬事承認又は認証を得ている材料の使用目的又は効果から、対象は動脈である。

以上のことから、K616-4 経皮的シャント拡張術・血栓除去術における末梢血管用ステントセットの算定については、原則として認められないと判断した。

（※）特定保険医療材料の定義について